|  |
| --- |
| 住 宅 用 家 屋 証 明 書 |
| 租税特別措置法施行令 | 1. 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外1. 新築されたもの
2. 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅1. 新築されたもの
2. 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅1. 新築されたもの
2. 建築後使用されたことのないもの
 |
| 1. 第42条第１項(建築後使用されたことのあるもの)

（a）第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの（b）（a）以外 |
| の規定に基づき、下記の家屋　　　　　年　　月　　日 　(ﾊ)新築　　　がこの規定に(ﾆ)取得該当するものである旨を証明します。 |
|  | 申請者の住所 |  |  |
| 申請者の氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　持分（　　　／　　　） |
| 申請者の氏名 （共有の場合） | 　　　　　　　　　　　　　　　　持分（　　　／　　　） |
| 申請者の氏名 （共有の場合） | 　　　　　　　　　　　　　　　　持分（　　　／　　　） |
| 家屋の所在地（家屋番号） |  |
| 取得の原因（移転登記の場合） | 　　　　売　買　　　　・　　　　競　落 |
| **※共有の場合は構成員全ての方の氏名を記入してください。**令和　　　年　　　月　　　日長野県塩尻市長　　　　　百　瀬　　　敬　　　 |